## 令和元年度(2019年度)第4回教育委員会(7月定例会)議事録

1 日時 令和元年(2019年)7月2日(火)

午前9時30分から午前11時55分まで

2 場所 教育委員会室(県庁行政棟新館7階)

3 出席者 教育長 古閑 陽一

 委員
 木之内 均

 委員
 堀内 忍

委員吉井 惠璃子委員櫻井 一郎委員吉田 道雄

#### 4 議事等

## (1) 議案

議案第1号 熊本県育英資金貸与規則等の一部を改正する規則の制定につい て

議案第2号 熊本県立高等学校学則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を 改正する規則の制定について

議案第3号 熊本県社会教育委員の委嘱及び解職について

議案第4号 熊本県立図書館協議会委員の任命及び解職について

議案第5号 熊本県立美術館協議会委員の任命について

議案第6号 熊本県スポーツ推進審議会委員の任命及び解職について

議案第7号 教職員の懲戒処分について

## (2)報告

報告(1) 第1回働き方改革検討委員会の概要について

## 5 会議の概要

(1) 開会 (9:30)

教育長が開会を宣言した。

(2) 議事録署名委員の選出

教育長が櫻井委員を指名し、了承された。

(3)会議の公開・非公開の決定

教育長の発議により、議案第3号から議案第7号は人事案件ため非公開とした。

(4) 議事日程の決定

教育長の発議により議案第1号から議案第2号、報告(1)を公開で審議 し、議案第7号、議案第3号から議案第6号の順に非公開で審議することと した。

(5) 議事

○議案第1号 「熊本県育英資金貸与規則等の一部を改正する規則の制定について」 **高校教育課長** 

議案第1号「熊本県育英資金貸与規則等の一部を改正する規則の制定について」、 御説明します。お手元の資料の1ページを御覧ください。提案理由としましては、 性の多様性を認め合う社会が求められている状況を踏まえ、性同一性障害者等への 配慮から、教育委員会の規則に定める様式の性別欄について見直す必要があることによるものです。

次に、2ページをお開きください。「規則案の概要」により、改正内容を御説明します。3の内容の欄を御覧ください。(1)のアからエに記載しておりますとおり、「熊本県育英資金貸与規則」など4つの規則の申請書など14件の様式について、性別欄の見直しや、規定の整理を行います。内訳としましては、まず、「熊本県育英資金貸与規則」の申請書など、6件の様式について、性別欄を削除します。2つ目に、「熊本県高等学校定時制及び通信制課程修学奨励資金貸与条例施行規則」の申請書の様式、1件について、性別欄を削除します。3つ目として、「熊本県立中学校学則」の入学願など、3件の様式について、性別欄の削除や規定の整理を行います。

最後に、「熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与規則」の申請書など4件の様式について、性別欄の削除を行います。

見直しの内容について、具体的な例で御説明します。資料の28ページをお開き ください。これは、熊本県育英資金貸与規則の申請書の様式の新旧対照表で、左側 が見直し前の様式で、右側が見直し後の様式となっています。

まず、左側の見直し前の様式の上段の氏名欄の右側に記載しております「性別」の欄を、削除しています。また、中段の「家族及び所得状況」の欄の氏名の欄にあります、「今年4月1日現在の年齢」という記載を、「申請年度の4月1日現在の年齢」という記載に見直しております。申請書を記入される方にとって、より分かりやすい表現となるよう、規定の整理を行ったものです。以下同様に、性別欄の削除及びその他所要の規定の整理を行っています。

本規則の施行日は、今年の8月1日としております。

なお、施行日を挟んで申請および審査・決定の手続きの可能性が見込まれるもの については、見直し前の申請書等の様式で手続きができる旨の経過措置を設けてお ります。

#### 教育長

はい。ただいまの説明について御質問等があればよろしくお願いします。

#### 教育長

特によろしいでしょうか。はい。お願いいたします。

#### 櫻井委員

すみません。今回のこの規則を改訂する内容は別に何もないのですが、そもそも これは、配慮からとあるのですが、根拠の法律があるのでしょうか。

## 高校教育課長

この性別等の記載欄の有無の見直しにつきましては、昨年度から全庁的に見直しがなされておりまして、教育委員会も一緒に知事部局と並んだ形でこの性別記載欄の見直しを行って、最低限必要なものは残し、法令等に記載のないものは削っていこうという趣旨に則ったものでございます。

#### 櫻井委員

わかりました。ありがとうございます。

## 教育長

法令等に記載、取り決めのあるものについては当然それに沿って残さなければいけませんけれども、特に必要のないものについては今回見直そうという趣旨でございます。

#### 教育長

他によろしいでしょうか。

## 吉井委員

すみません。これとは直接関係のないことですが、例えばですね、これで32ページと34ページの比較をしていただきたいのですが、32ページのほぼ真ん中あたりになるのですけども、今年4月1日の現在の年齢というところありますよね。それと別になるのですが。学校名、学年、障がい名等というのがあります、それを2つ見比べますと片方はひらがな(障がい)、片方は漢字(障害)になっております。

これは、ひらがなに直していくべき所ではないかと思いますので、次回これに手を加える機会があった時にはひらがなに直していただくような配慮がいただけるといいかなと思います。以上です。

## 高校教育課長

はい。ありがとうございます。

## 教育長

他はよろしいでしょうか。回答漏れ及び追加説明が必要なものはございませんでしょうか。

## 教育長

では、この件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。 (委員了解)

# 教育長

はい。ありがとうございました。

○議案第2号 「熊本県立高等学校学則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を改 正する規則の制定について」

#### 特別支援教育課長

議案第2号「熊本県立高等学校学則及び熊本県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の制定について」に関して、御説明します。提案理由は、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)の一部改正等に伴い、関係規則の整理を行う等の必要があるためであります。

改正内容について御説明しますので、2ページの「規則案の概要」をお開き下さい。「3 内容」欄を御覧ください。(1)熊本県立高等学校学則の一部改正を第1条としております。(2)熊本県立特別支援学校学則の一部改正を第2条としております。(1)のア及び(2)のアは、学習指導要領改訂に関する学校教育法施行規則の一部改正に伴う関係規定の整理を行うものでございます。内容については、後ほど御説明いたします。(1)のイ、ウ、そして(2)のイ、ウにつきましては、議案第1号で御審議いただきました性同一性障害者等への配慮から、高等学校及び特別支援学校高等部の入学者選抜に係る入学願、誓約書の様式から、性別記載欄の削除や規定の整理を行うものです。

それでは、(1)のア及び(2)のアについて説明いたしますので、3ページをお開き下さい。このページの上段には高等学校に係る改正について、下段には特別支援学校高等部に係る改正について示しています。まず、上段の高等学校について説明します。今回の改正は、「総合的な学習の時間」の記載が、「総合的な探究の時間」に変更されることに伴う改正でございます。赤で示しております令和4年度(2022年度)からが完全実施になりますが、経過措置として、白で示しております令和元年度(2019年度)の入学生から前倒しで実施いたし

ます。黄色の平成29年度(2017年度)入学生及び平成30年度(2018年度)入学生については、卒業まで、総合的な学習の時間として学びます。

次に、下段の特別支援学校高等部について説明します。「総合的な学習の時間」を「総合的な探究の時間」に変更することについては、高等学校と同じです。さらに、特別支援学校高等部では、「道徳」の記載が「特別な教科である道徳」に変更されることに伴う改正が加わります。赤で示している令和4年度(2022年度)の入学生から、改正後の「特別な教科である道徳」として、全面実施となりますが、経過措置として斜線の令和2年度(2020年度)の入学生から前倒しで実施することとしています。

議案第2号については、以上のとおりです。御審議、よろしくお願いします。

# 教育長

ただいまの質問に関しまして御質問等ありましたらよろしくお願いいたします。

## 櫻井委員

はい。すみません。この総合的な学習の時間と総合的な探究の時間、この違い を具体的に教えていただきたい。

## 特別支援教育課長

特別支援教育課でございます。小中学校につきましては、学習指導要領の中で総合的な学習の時間と継続して記載があって、子ども達の授業作りとしてもそういうことの扱いですが、高等学校についてはさらに発展、それから系統的な学習ということで生徒自らが探究するということを大切にした記載に変わって内容についても生徒自らが探究するということを主体に押し出した改定になっております。

## 櫻井委員

すみません。今のは学習じゃないのでしょうか。ちゃんと自分で勉強すること が学習だと思うのですけど、変える意味があるのでしょうか。

それとも、上のほうの言葉が変わったので変えるというのだったら、そうですかとわかるのですが、探究も学習も私の意味だと同じように思うのですけど。

#### 高校教育課長

高校教育課でございます。今までの総合的な学習の時間といいますのが、基本的には探究的な過程というのが正式にそこは規定されておりませんでした。

学校によって自分の進路について研究する、学んでいくというのを各学校で主体的学び、探究活動というのをしていなかったとは言いませんけども、規定されておりませんでした。今度、探究の時間といいますのは基本的に探究活動、生徒が主体的に課題を発見してそれを分析して課題解決を図っていくという根底の部分ができましたので、それを基にして総合的な探究の時間というのは教科横断型のテーマについて取り組んでいくという形になったところでございます。

#### 吉田委員

1980年代に改定された学習指導要領に小学校低学年を対象に生活科が設置 されました。さらに教科を横断するような総合的な学習にもつながっていきます。 そして今回はアクティブラーニングということで「自ら学ぶ」という観点から 「探究的」といった言葉が入ってきたのではないかと思います。

## 教育指導局長

探究というのは定義が難しいのでしょうけど、総合的な学習は、小中学校はそのまま残っておりますが、例えば、調べ学習で先生がこれについて調べなさいというから調べるというようなレベルから高校になると今度は、自分で課題そのも

のを見つけるというようなところを今回は強調されているようでございます。総合的な学習・探究以外にも地理探究とかですね、今までは教科書に書いてあることを教えてもらうことから、何か地理に関して自分で課題を見つけて研究していくとかですね。教科書はまだできていませんので具体的な中身までは見えてこないんですけども、そういうふうに、何か自分で世の中のこと、関係あることから課題を見つけて学習しなさいというところを打ち出しているというのが一番の趣旨のようでございます。

## 吉田委員

昨日の夕刊で熊本大学教職大学院の先生が書かれていましたが、「学習」「学ぶ」ことと「習う」ことです。自ら率先して「学ぶ」と同時に「習う」方は受身的な要素もあります。いずれにしても、「学習」そのものが「探究活動」なのですね。櫻井委員が「どこが違うのか」とおっしゃいましたが、時代の流れの中で新しい用語を付加したということでしょう。

## 櫻井委員

はい。了解しました。重点が変わっただけですね。

## 教育長

より明記してということで。

他に何かございますか。回答漏れ追加説明等は他に必要なものはございますか。

## 教育長

それでは、この件につきましては原案どおり可決してよろしいでしょうか。 (委員了解)

## 教育長

はい。ありがとうございます。

○報告(1) 「第1回働き方改革検討委員会の概要について」

## 教育政策課長

教育政策課でございます。報告(1)として、第1回働き方改革検討委員会の概要について、御説明させていただきます。資料の1ページをお願いします。

6月27日(木)に水前寺共済会館グレーシアにおいて、外部有識者をメンバーとする第1回働き方改革検討委員会を開催しました。委員名簿については、4ページに記載しております。今回は、事務局から国や県の動きを説明するとともに、各委員よりそれぞれのお立場から現状や課題などの御意見をいただきました。資料の1ページから2ページには、主な発言内容を記載しております。

学校関係者等からは、

- PTAや地域との連携にも課題がある。
- 学級会計を事務で取り扱うことにより学級担任の負担軽減に繋がっている。
- 相談相手がいないと負担感に繋がることから校務分掌を複数体制にしている。
- 育休代替等の人材確保が難しい。
- ・ 部活動は生徒への指導や保護者との関係づくりに役立っている。職員が部 活動に関わらなくなると、生徒指導や保護者からのクレームが増える可能 性がある。
- ・ 市町村教育委員会や関係機関からの文書や会議が多く、負担が大きい。 などの意見がありました。

保護者からは、

- 教員が担っている役割を保護者に求められると対応できるか不安がある。
- 高校では、保護者の協力、学校と各家庭の情報共有が難しい。
- ・ 家庭教育の重要性を保護者に伝え、理解していただくことによって教職員 の保護者対応の軽減に繋がる。
- ・ 先生の体調が悪いと、生徒は敏感に感じ取るので、先生方の心身の健康確保が大事。
- 資料のデータの分析をしっかりしていただきたい。

などの意見がありました。

### 学識経験者等からは

- ・ 自分の中に抱えているいろいろなことを職場で相談できる環境はとても大 事であり、気軽に話せて負担感を減らすシステムが学校にできないか。
- 働き方を変えるためには、教職員の意識を変えることがとても大事。
- 働き方改革は単に時間を減らすことではなく、学校が上手く機能するよう に仕事の仕方や仕組みを変えていくこと。
- ・ 働き方改革の効果を上げるには、学校のチームとしての意識、一体感が必要。
- 民間のように整理整頓し、どこに何があるか探し回らない環境を目指した 方がよい。
- ・ 教育学部では教員に就職する学生の数はそこまで減っていないが、一生この仕事を続けられるだろうかといった点で若干迷う学生が増えている印象がある。
- 一層のデータ解析をお願いしたい。

などの意見がありました。

3ページをお願いします。今後のスケジュールですが、10月か11月に第2回働き方改革検討委員会の開催を予定しております。教職員の勤務実態などをしっかりと把握したうえで検討し、外部有識者や学校現場の方々から御意見を伺いながら必要な対策を講じて参ります。

#### 教育長

それではただいまの説明に御質問等ございましたらよろしくお願いします。

#### 吉田委員

これは質問でなく意見に近いのですが、私は昨年の教員免許状更新講習の際に 400名ほどの先生方に「教員の不祥事」に関する簡単な調査をしました。今年 は学校人事課にも御相談して、もう一度調査を実施します。

今回は「働き方改革」の情報も得ましたのでので、この点についても先生方の本当の生の声を聴くといいと思います。それも大きいことではなく、こうしただけでも仕事がしやすくなる」といった小さな意見を集めるといい。制度など、大きなものはすぐには変えられません。そうではなくて、「このくらいなら変えられますよね」というものから取りかかっていくことが大事です。

何かを変えるとき「それはやっても無理だ」などと言っていたら何もできません。まずはやってみることが大事です。公的機関としてはやってダメだったら元に戻すのはむずかしい面もありますが、うまくいかなければもとに戻すくらいの気持ちと気概が必要だと想います。

### 教育長

はい。ありがとうございます。

#### 教育政策課長

現場の先生の声につきましては、これまで2年に1回学校現場のほうに授業の 見直しということで照会していたのですけど、本年度から気付いた方がいつでも お知らせいただけるようにメールアドレスを開設しまして学校のどなたでも、メ ールなりファックスなりでお知らせくださいというシステムを今立ち上げている ところです。それも今後周知を図ってですね、何らかの取組みにつなげていきた いと思います。

## 吉田委員

正式な調査をすると、また教育委員会からの調査が多いと言われたりしますね。 私としては、「御意見をちょっとだけお聴かせください」といった感じで調査し ようと思います。

## 教育長

他に何かございますか。今、吉田委員から御提案あった件はまた検討いただき、いろんなデータを集めながらより良き改善のほうにつなげていければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。この件につきましてはよろしいでしょうか。

(委員了解)

## 教育長

はい。ありがとうございます。

※ここで、非公開議案を審議するため、教育長が傍聴人等の退室を指示した。

#### 6 次回開催日

教育長が、次回の定例教育委員会は令和元年(2019年)8月6日(火)午前9時30分から教育委員会室で開催することを確認した。

## 7 閉 会

教育長が閉会を宣言した。午前11時55分